



各区域について、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木建築局土砂法指定推進担当及び広島県西部建設事務所（廿日市支所）に備え置いて縦覧に供する。

御手洗川支川（六七〇） （一）	土石流	次の図のとおり			
御手洗川支川（六七〇） （九）	土石流	次の図のとおり			